

議案第 5 3 号

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 1 年 2 月 3 日提出

さいたま市長 相 川 宗 一

さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例

(さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正)

第 1 条 さいたま市教育職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 0 7 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) 第 2 条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 | (定義) 第 2 条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法第 2 8 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 |

(さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第 2 条 さいたま市教育職員の育児休業等に関する条例(平成 1 3 年さいたま市条例第 1 0 8 号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 | (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 |

(さいたま市教職員健康審査会条例の一部改正)

第3条 さいたま市教職員健康審査会条例(平成15年さいたま市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員並びに市立高等学校及び市立幼稚園の校長、園長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 | (定義) 第2条 この条例において「教職員」とは、市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する職員並びに市立高等学校及び市立幼稚園の校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師(常時勤務する者及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)及び実習助手をいう。 |

(さいたま市教育職員の給与等に関する条例の一部改正)

第4条 さいたま市教育職員の給与等に関する条例(平成13年さいたま市条例第110号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 | (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 |

（さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

第5条 さいたま市教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成13年さいたま市条例第111号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

| 改正後 | 改正前 |
|--|--|
| (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、 <u>主幹教諭</u> 、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 | (定義) 第2条 [略] 2 この条例において「教育職員」とは、校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務する者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）及び実習助手をいう。 |

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。